

観光地域パッケージ型インターンシップ促進事業受入地域募集要綱

I 事業の趣旨

1 事業の目的

観光地で働くことや観光地で暮らすことの魅力を知ってもらうパッケージ型インターンシップを実施することで、観光業に就業する人材を確保するとともに、つながり人口の増加や信州ファンの獲得を目的としています。

2 事業概要・趣旨

本事業は、宿泊、DMO、アクティビティガイド、交通等、地域内で様々な事業者が関わる“総合産業”としての観光業の特徴を生かし、観光業を志す学生等を”観光地”として受け入れ、地域内で様々な業種の体験ができる機会を提供する取組(パッケージ型インターンシップ)を実施しようとする地域(以下「受入地域」という。)に対し、長野県(以下「県」という。)が別途公募する事務局(業務受託者)を通じて、参加者募集に係る広報や円滑かつ効果的な事業実施に向けたサポート等の支援を行います。事業の実施に当たっては、複数の観光事業者が連携し、地域の関係団体・事業者等が一体となって、観光業で働くことや観光地で暮らすこと等の魅力を伝えることで、人材確保を図ろうとする地域を公募することとし、本要綱は、受入地域の公募・選定にあたり、必要な事項を定めるものです。

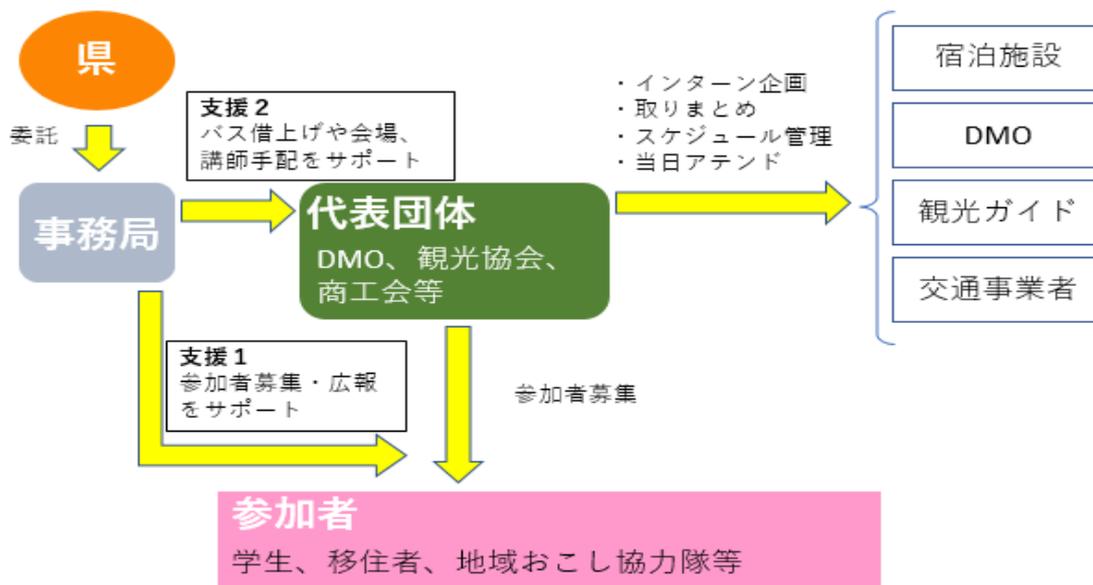
3 支援件数

県内最大5地域

4 事業の流れ

本事業による支援の流れは図1のとおりです。なお、受入地域においては、県及び事務局並びにインターンシップ参加者を受け入れる宿泊施設、DMO、観光ガイド、交通事業者等参加事業者との連絡調整を行う「代表団体」を置き、県及び事務局への応募、報告等各種手続きは代表団体が行うこととします。

図1：本事業の実施スキーム



(1) 受入地域の公募

パッケージ型インターンシップを実施する県内の観光地を公募し、応募様式（様式1）を提出した地域の中から、最大5地域を選定し、支援を行います。

※ 2次募集の地域数については1次募集の選定状況に応じて変動します。

(2) パッケージ型インターンシップの企画

代表団体は、参加事業者と調整の上、具体的な行程等を記載したパッケージ型インターンシップ実施計画（様式2。以下「実施計画」という。）を作成し、事務局へ提出します。なお、事業の実施に当たり、計画の内容に変更が必要となった場合は、事前に県及び事務局に変更後の実施計画を提出することとします。

(3) インターンシップ参加者の募集

受入地域は、インターンシップ参加者の募集を行います。

なお、募集・参加の対象とする参加者(大学・専門学校等の学生、移住者、地域おこし協力隊等)は、受入地域が任意に設定することとします。

事務局は代表団体及び受入地域の意向を踏まえ、参加者募集に係る広報支援を行います。

(4) インターンシップの実施

受入地域は、自らの責任において、参加者の管理、アテンドを含め、インターンシップを受け入れることとします。なお、インターンシップ実施中（自宅又は宿泊先と受入先企業との移動時を含む。）の傷害、事故等に備えて、代表団体は傷害保険及び賠償責任保険に加入することとします。

(5) 円滑な実施のためのサポート

事務局は、受入地域によるインターンシップの実施が、より円滑かつ効果的になるよう必要なサポートを行うとともに、必要となる経費のうち下記経費を支援します。（1受入地域あたり最大50万円）。

| (対象経費の例) | (対象外経費の例) |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・アテンドバスのレンタル費用及び燃料・会場使用料・広告料・講師謝金・参加者の損害保険料・賠償責任保険料・コーディネーター配置費用・宿泊に係る費用（1泊5,000円まで）・その他県が必要と認めたもの | <ul style="list-style-type: none">・機械・機器等の購入経費・土地・建物を取得するための経費・国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費・その他事業との関連が認められない経費 |

(6) 事業の報告

代表団体はインターンシップ終了後15日以内又は3月24日のいずれか早い日までに実施報告書（様式3）を事務局まで提出してください。

II. 受入地域の公募

1 応募要件

応募ができる者は、以下の要件をすべて満たす地域及び事業者とします。

なお、応募は受入地域の代表団体が行うこととします。

- (1) 代表団体及び参加事業者は、観光業及び当該観光地で働く・暮らす魅力を参加者に伝えるため、インターンシップの参加者の募集から受入まで責任をもって実施できること。
- (2) 代表団体は、DMO/観光協会・連盟等、地域内の参画事業者等の取りまとめができる者であること。
なお、代表団体自らが参加者を受け入れることも可能とする。
- (3) 受入地域は、参加者から見て、働く・暮らす観点から一つの観光地と認識される範囲であること。
- (4) 参加事業者は、宿泊事業者※1を含む2者以上の観光事業者※2で構成されること。

※1 旅館業法（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者）とします。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除きます。

※2 宿泊、交通、ガイド、飲食、小売業等のうち、主に観光客等地域内に居住する者でない者に対してサービスを提供する事業者又はDMO・観光協会/連盟とします。

- (5) 原則として全ての参加者が3業種以上の観光関連業種を体験できること。

なお、宿泊業、旅行業等複数の業種を持つ事業者については、1者で複数の業種のインターンシップを実施することも可能とする。ただし、参加者に対し、体験する業種(業務)の区分を明確に伝えること。

2 応募内容

代表団体は、応募様式に必要事項を全て記入し応募してください。なお、枠が足りない場合は別添で資料を添付することも可能とします。

送付先、メール件名は以下のとおりとしてください。

◆送付先：kankoshin@pref.nagano.lg.jp

件名：観光地域パッケージ型インターンシップ促進事業応募

※件名に誤りがある場合受理されない可能性がございます。

3 スケジュール

受入地域の公募及び決定・公表は以下のとおり行います。

■ 第1次公募（終了）

- (1) 公募開始時期及び締切

公募開始：令和5年5月10日（水）

公募締切：令和5年5月29日（月）17：00

(2) 結果公表：5月31日（水）

■ 第2次公募（終了）

(1) 公募開始時期及び締切

公募開始：令和5年6月1日（木）

公募締切：令和5年6月30日（金）17：00

(2) 結果公表：令和5年7月10日（月）

■ 第3次公募

(1) 公募開始時期及び締切

公募開始：令和5年8月4日（金）

公募締切：上限到達または令和5年12月28日（木）

(2) 結果公表（予定）：随時

図2：事業スケジュール



4 評価方法

評価会議を開催して受入地域を決定します。

5 評価基準

受入地域の選定に当たっては、以下の評価項目及び配点により評価し、上位の者から上限数の範囲内で選定します。

- ① 事業の趣旨を理解し、地域の関係団体・事業者等が一体となって、観光業で働くことや観光地で暮らすこと等の魅力を伝えることで人材確保を図ろうとする取組であること。(40点)
- ② 代表団体の役割や参加事業者等の受入態勢が明確であり、確実な催行が期待できること。(30点)
- ③ 観光業で働く体験の他、先輩社員との座談会や、移住者との交流等、地域の独自の

取組を通じた参加者の満足度の向上及び就業効果が期待できるものであること。(30点)

III その他

1 本事業で取得した個人情報の管理

本事業への応募に係る提出書類等や伴走支援等により取得した個人情報および経営情報は、以下の目的以外に利用することはありません。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます)。

- ・本事業における審査、選考、事業管理のため。
- ・補助事業の適正な執行のために必要な事務連絡、資料送付、効果分析等のため。
- ・応募情報を集計、分析し、個人を特定できない形に加工した統計データを作成するため。

2 アンケート調査について

本事業の効果等を把握するため、参加者へのアンケート調査の依頼や代表団体へのアンケート(事業完了後のフォローアップ調査含む)を実施することがあります。アンケート調査に際して提供いただいた情報は、統計処理を行い、個人を特定できない形で公表する可能性があります。

3 募集要綱に定めのない事項

本募集要綱に定めのない事項については、県及び事務局の指示に従うこととします。また、本要綱は事前の予告なく改定する場合があります。この場合、特に定めのある場合を除き、最新の募集要綱を適用することとします。

4 本件のお問い合わせ先

長野県観光部観光誘客課おもてなし推進担当

T E L : 026-235-7253